

八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正
新旧対照表

(1) 八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第11条 略 （園舎に備えるべき設備） 第12条 略 2・3 略 4 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 (1) 略 (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、本市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 5～10 略 第13条～第32条 略 附 則 1～7 略 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 8 <u>令和7年3月31日</u>までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第9条第3項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 9～11 略	第1条～第11条 略 （園舎に備えるべき設備） 第12条 略 2・3 略 4 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 (1) 略 (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、本市等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 5～10 略 第13条～第32条 略 附 則 1～7 略 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 8 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第9条第3項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 9～11 略

(2) 八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第12条 略 （調理室） 第13条 認定こども園は、当該認定こども園の保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、次の要件を満たす認定こども園は、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことがで	第1条～第12条 略 （調理室） 第13条 認定こども園は、当該認定こども園の保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、次の要件を満たす認定こども園は、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことがで

きる。 (1) 略 (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、本市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2・3 略 第14条～第26条 略	きる。 (1) 略 (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、本市等の栄養士又は <u>管理栄養士</u> により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、 <u>栄養士又は管理栄養士</u> による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2・3 略 第14条～第26条 略
--	--

(3) 八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第34条 略 （保育所の設備の基準の特例） 第35条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、本市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 第36条～第42条 略	第1条～第34条 略 （保育所の設備の基準の特例） 第35条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、本市等の栄養士又は <u>管理栄養士</u> により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、 <u>栄養士又は管理栄養士</u> による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 第36条～第42条 略

(4) 八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第16条 略 （食事の提供の特例） 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条において同じ。）は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。以下この項において同じ。）に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のた	第1条～第16条 略 （食事の提供の特例） 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条において同じ。）は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。以下この項において同じ。）に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のた

めの加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、本市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略 第18条～第51条 略	めの加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、本市等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略 第18条～第51条 略
--	--